

インターネット関連法律の全体動向

岡村 久道 弁護士:国立情報学研究所客員教授

不正競争防止法、国立国会図書館法、著作権法の改正成立 目玉となった著作権法の新設規定は難解で、今後課題残す

インターネットに関連する2009年度の法整備は、別表のとおり、わずか計3本の法案が成立しただけという低調な結果に終わった。歴史的な政権交代と、それを控えた総選挙に注目が集められたことの影響が見受けられる。その中で、後述のように著作権法関係の法整備が突出して進展しており、いわば同年度における関連立法の目玉商品となったものということができる。

不正競争防止法（改正）

不正競争防止法は、今回の改正以前から営業秘密の不正な使用・開示などを処罰の対象としてきた(21条)。営業秘密侵害罪と呼ばれている。しかし、改正前の処罰対象は「不正の競争の目的」がある場合に限られていた。ライバル企業が産業スパイを行うようなケースが想定されていたことになる。その半面、金銭要求目的や嫌がらせ目的で、インターネット上の電子掲示板に営業秘密をアップロードするような行為は、企業を悩ませてきた行為であるにもかかわらず、それが処罰対象とならない点で限界があった。

このような課題を解決するために、今回の改正では、前記「不正の競争の目的」という要件が、「不正の利益を得る目的」(図利目的)または「保有者に損害を与える目的」(加害目的)へと改められた。これによって、今後は嫌がらせ目的で営業秘密をネット公開するような行為も、処罰の対象とすることが可能になる。

次に、改正前の営業秘密侵害罪は、原則として「使用・開示」行為を対象としていた。今回の改正では、この点も改められており、営業秘密の管理に関する任務

を負う者が、その任務に背いて営業秘密を記録した媒体などを横領する行為、無断で複製する行為などについても、処罰の対象となった。これによって内部者による不正行為を防止しようという狙いである。

コンピューターその他の情報機器類やインターネットの利用が社会の隅々にまで普及するにつれて、重要な情報漏えいが社会問題化している中で、情報セキュリティの重要性が指摘されて久しい現在、今回の改正が、その重要な防止策になることが期待される。

国立国会図書館法（改正）

国立国会図書館法が改正された。まず、同図書館の館長が、その収集資料として、公的部門が提供するインターネット・コンテンツを収集して、デジタル保存することが可能になった(25条の3第1項)。

次に、公的部門がインターネット上で公衆に提供するコンテンツのうち、館長が特に必要があると判断するものについては、当該公的部門に対し、同図書館への提供を求めることができることになった(同条3項)。

最近ではデジタル・アーカイブが重要な課題となっている。コンテンツが加速度的に増加し、重要なものも数多く登場しているが、頻繁に消去や改訂が行われるので、将来に向けて残せないことが危惧されているからである。

今回の改正によって、公的部門のコンテンツに限定しているとはいえ、これを同図書館が円滑に行えるようになったことの意義は大きい。この改正に伴い関連する著作権法も一部改正されたが、この点は後述する。

著作権法(改正)

今回の著作権法改正の内容は多岐にわたっているが、本稿の性格上、ここではインターネット関連の改正事項に限定して、その概要を解説する。

・ダウンロード違法化条項(30条1項3号)

改正点の第一は、いわゆる海賊版ダウンロード違法化条項の新設である。著作物の海賊版をウェブサイトへアップロードする行為や、ファイル交換ソフトによって海賊版を配信するような行為は、今回の改正以前から著作権侵害とされている。これに対し、ユーザーが海賊版をダウンロードする行為は、これまで私的使用の目的で行う限度では、例外的に法的責任を問えないとされてきた。しかし、ネットに蔓延する海賊版の流通を抑止する必要性が強まっていることから、今回の改正では、音声・動画データを悪意でダウンロードする場合に限って著作権侵害となるように改められた(ただし罰則の対象とはされていない)。

ダウンロード行為を違法化した理由として、ファイル交換ソフトによる違法配信からの録音録画は送信者側の特定などが困難であり、送信者側への対処だけでは不十分だからであると説明されている。ダウンロード行為に限られるので、単なるストリーミング視聴は対象外である。被害が深刻な音声・動画データに限って対象とされたので、プログラムは対象外とされている。

今回の改正に対し、ユーザーにとってネット上のコンテンツが海賊版かどうか不明確であるということを理由とする反対論が強かった。こうした声を背景に、文化庁も、政府・権利者による法改正内容の周知徹底、「識別マーク」の推進などにより対処するとしていた。

これを受けて、海賊版サイトとの区別を明確化するため、一般社団法人日本レコード協会(RIAJ)を発行機関とする「エルマーク」の導入が開始された。レコード会社・映像製作会社との契約によって配信されている正規のCD音源・映像などに表示されるマークで、このマークの「L」は「ライセンス(License)」を示している。

これに対し、フランスのHADOPI法、英国のDigital Economy法をはじめ、すでに海外では通称「スリー・ストライク法」を導入する国が登場している。海賊版ダウンロード行為を3回繰り返すと、一定の期間、インターネット回線を強制的に接続停止にするというものであ

る。わが国の著作権保護団体からも、同内容の立法化に向けた意見が示されており、ダウンロード違法化条項の実効性が乏しい場合には、こうした意見が改めて有力になる可能性もある。

・美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等(47条の2)

第二に、ネットオークションなどに美術品や写真を出品する際に、商品紹介用の画像などを複製・ネット配信できるようにするための規定が新設された。美術品などは著作物にあたる。したがって、それをコピーしてウェブページに掲載することは、もともと複製権・自動公衆送信権に抵触するものとされていた。しかし、出品者(売主)側には、商品内容や特徴が分かる程度の画像情報を、購入希望者に対して提供する義務がある。この点を理由に、今回の改正で設けられたものである。ただし、正規品を適法に販売する場合に限られる。

さらに、複製の防止・抑止など著作権者の利益を不当に害しないための措置を講じることが条件とされている。その内容は政令によることになっているので、著作権法施行令第7条の2、著作権法施行規則4条の2が具体的内容を定めている。しかし、その内容は難解かつ複雑である。たとえば、画像などに表示される著作物の精度は、上記の規則では、対象となる著作物について32,400画素以下とするとしつつ、それと同時に、諸般の事情に照らして、これらの取引の申し出のために必要な最小限度のものであり、かつ、公正な慣行に合致するものであると認められることとすると定めているなど、きわめて細かく、しかも不明確な基準である。これを分かりやすく利用されやすい基準へと改めるべきことが、実効性を確保するためにも、解決すべき今後の課題として残されているのではなかろうか。

・国立国会図書館法によるインターネット資料の収集のための複製(42条の3)

すでに説明したように、国立国会図書館法が2009年に改正され、公的部門が提供するインターネット上のコンテンツを収集するための制度が設けられた。それに伴って、前記図書館長は、それを収集するために必要と認められる限度で、当該コンテンツに含まれる著作物を同図書館の使用に係る記録媒体に記録できることなどを盛り込んだ規定が新設された。

・送信の障害防止等のための複製(47条の5)

第三に、インターネットでの著作物利用および電子計算機を用いた著作物利用の円滑化のための規定も設けられた。1項は、通信ネットワークの信頼性向上の目的で、通信に付帯して行われるミラーサーバーの設置やコンテンツのバックアップなどの行為について、2項は、通信の効率化の目的で、当該通信の過程で行われるフォワードキャッシュのような行為について、著作権侵害とならないよう、新たに規定を整備したものである。3項は、1項・2項で記録した著作物を保存する必要がなくなった場合のデータ消去などについて定めている。

すでにITの現場では当然のこととして行われていたものを、今回の立法によって、ようやく追認したものといえよう。むしろ、対応が遅きに失した感は否めない。

・送信可能化された情報の送信元識別符号の検索等のための複製等(47条の6)

インターネット情報の検索サービスは、その性格上、いったんコンテンツという著作物を取り込んで(複製)、それを分析した上、その一部をユーザーのリクエストに応じて閲覧させる(自動公衆送信)という作業を伴っている。ところが、著作権関係の法整備が整わないため、わが国にサーバーを置いて検索サービス事業を展開することに対する不安の声が強かった。著作権侵害とされることへの懸念である。そのため、検索サービス事業者の中には、検索性サーバーを海外に設置せざるを得ないと判断したケースもあった。国内ユーザーが海外サーバーの検索エンジンを多用するため、海外へのデータ・トラフィックと比べて海外からのトラフィックが、わが国の場合は一方的に多くなっているという問題点も指摘されてきた。

このような状況を踏まえて、検索サービス事業者が、検索サービスを提供するために必要と認められる限度で行う複製などについて、違法に送信可能化されていた著作物であることを知ったときはそれを用いないことなどを条件として認められることになった。その具体的な条件は施行令や施行規則で定められているが、ここでも内容が難解かつ複雑である点が課題として残された。この改正点も、やはり立法として遅きに失した感が否めない。

・情報解析のための複製等(47条の7)

コンピュータによる情報解析を許容する規定も設

けられた。「情報解析」とは、「多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の統計的な解析を行うこと」と定義されている(同条括弧書)。

こうした「電子計算機による情報解析」を行うことを目的とする場合には、必要な限度で、著作物を記録媒体に記録・翻案ができる(同条本文)。これにより創作した二次的著作物の記録もできる(同条括弧書)。ただし、情報解析を行う者の用に供するために作成されたデータベースの著作物は対象外とされている(同条但書)。

・電子計算機における著作物の利用に伴う複製(47条の8)

ブラウザキャッシュによるコンピュータ内へのデータ蓄積のように、コンピュータなど電子機器による情報処理過程で行われる著作物の一時的なコピーについては、これまで無断複製という著作権侵害行為にあたるかどうか、議論があった。しかし、こうしたブラウザキャッシュなどが処理を効率化するために不可欠の機能であることは疑いがない事実であろう。そこで、解釈が混乱して通常の電子機器の使用に委縮効果を与えることがないように、こうした蓄積が適法であることを明確化するための規定が設けられた。この点も、すでにITの世界では当然となっている事柄を、ようやく今回の立法によって追認したものといえよう。

・権利者不明の場合の利用の円滑化(103条など)

著作権者が不明な場合でも、その著作物を利用することができるように、改正前から裁定制度が設けられていた。著作物の有効利用という観点から、文化庁長官への申請に基づき、文化庁長官が一定の条件を付けて、著作権者に代わって裁定という形で利用許諾を与えるという制度である。

これに対し、実演家などが持っている著作隣接権については、これまで同様の制度が設けられていなかった。しかし、ネットの普及に伴って、実演などについても同様の観点から有効利用する必要性が高まったことから、今回の改正では著作隣接権についても、同様の裁定制度が導入された(103条)。

さらに、迅速な利用を可能にするため、裁定申請中であっても、著作物などを一定の条件の下で利用することを可能にする制度も導入された(67条の2、103条)。

この場合には、あらかじめ文化庁長官の定める額の担保金を供託するなどの措置を講じることが必要となる。

・障害者の情報利用の機会確保のための措置(37条3項、法37条の2)

障害者のために著作物を利用できる範囲も、今回の改正によって拡大された。障害の種類を限定することなく、視覚や聴覚による表現の認識に障害のある者へと対象が拡大されたこと、デジタル録音図書の作成、映画や放送番組の字幕の付与、手話翻訳など障害者が必要としている幅広い方式による複製などが可能となったことなどが、その骨子である。障害者にとってITは重要な役割を営んでおり、さらに円滑な利用が十分に可能になるよう、不断の見直しが認められている。

・著作権法における今後の課題

わが国の著作権法は、世界的にみても最も権利者に対する保護が厚い部類に属する。現代では、インターネットの普及が象徴するような技術の進展や、社会の変化への迅速な対応を要するケースが世界的に急増している。今回の改正は、それらに対し個別規定を新設することによって対応を図ろうとするものである。

これに対し、個別規定の新設による対応は、その性格上、後手に回らざるをえず、迅速性にも限界があることを考えると、米国著作権法の「フェアユース(公正使用)」のような、一般的包括的権利制限規定を、わが国でも新設する必要があるという意見が有力である。その一方、権利者サイドからは反対する声も強い。これまで述べてきた各改正点の背後には、そうした一般的包括的権利制限規定を導入することに代えて個別規定を増設することにより、一般的包括的権利制限規定の導入を不要視しようという思惑が見え隠れしていると指摘する声もある。

しかし、ネットを通じて、誰でも著作者となる一方で、誰でも著作物の利用者となる時代が訪れているにもかかわらず、今回の改正によって新設された規定の内容は、専門家からみても難解な内容である。前述した一般的包括的権利制限規定の導入論に対し、立法府はそろそろ真剣に耳を傾けるべき時期に来ているように思われる。

その他の法令の動向

この数年来、民主党は議員立法によって、ネット選

資料6-1-1 整備されたインターネット関連法律

法令 (成立日順)	成立日	公布日	概要
不正競争防止法 (改正)	2009年 4月10日	2009年 4月30日	罰則の整備
著作権法 (改正)	2009年 6月12日	2009年 6月19日	本文参照
国立国会図書館 法(改正)	2009年 7月3日	2009年 7月10日	国立国会図書館がインターネットコンテンツを収集するための規定を整備

出所 著者が作成

挙運動の解禁をめざした公職選挙法改正案を提出してきた。しかし、政権交代を果たした後、2010年夏の参議院選挙を控えた本稿執筆時点では、この法案は成立するどころか、国会に提出すらされていない。2010年度通常国会への法案提出を目指して、与野党間で法案の詰めを急ぐ予定であるとの報道もなされている。その一方では、解禁によって誹謗中傷が発生するおそれを危惧し、その対策を講じることを条件とする消極意見が今も強い。前回の参議院選挙で、なし崩しの形で与野党によって一部解禁が既成事実化し、中途半端な状態が続いている現在、正常な形で解禁を実現するため、早急に法案が提出されることが期待される。

次に、サイバー犯罪条約への対応のための法律案が、数年前から国会に提出されてきた。2009年の通常国会を例にとれば、内閣提出の「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」が、これにあたる。ところが、国会で野ざらし状態となったまま政権交代を迎えている。いわゆる共謀罪の新設と抱き合わせの形の法案だったことが主な原因で当時の野党が反対したため、成立しなかったからである。サイバー犯罪への対処が急務となっていることを考えると、政権交代を遂げた今、共謀罪の部分と切り離れた形で、サイバー犯罪条約への対応部分だけでも、早急に成立させることが必要であろう。

さらに、政府が政策として打ち出す医療分野、教育分野などの電子化に伴い、それを円滑に実現するための法整備も必要となる。法整備が十分に進まなかった昨年度の遅れを取り戻すためにも、今後も本領域における積極的な法整備が要請されており、しばらく目が離せない状況である。



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容（技術解説、データ、URL、名称など）は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者（執筆者、写真・図の作成者、編集部など）が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元（株式会社インプレスR&D）などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D（初期は株式会社インプレス）と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp